

はじめに

近年、わが国は、超高齢化及び人口減少の時代に突入し、社会全体の構造が大きな転換期を迎えている中、空家等の発生が社会問題となっています。

平成25年の住宅土地統計調査によると、本市の空家率は17.0%であり、これは、全国の空家率13.5%と比較して、高い割合を示しています。

また、平成25年に市内自治会の御協力を得て実態調査を行い、現在1,000軒程度の空家等を確認しています。全ての空家等が問題となるわけではありませんが、特に管理不十分なものについては、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このようななか、国では平成27年2月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。個人財産の管理に対して、自治体に権限を与えられたことにより、空家等への立入調査や所有者を特定するための税情報の内部利用が可能となるとともに、「特定空家等」に対する指導・助言、勧告、命令、さらには行政代執行が可能となりました。

今回作成しました「別府市空家等対策計画」は、空家等に直面した方をはじめ、多くの方々に見ていただき、適切な管理・活用に役立てていただければ幸いです。さらには『資源』として移住政策にも活用し、地域の発展につなげていきたいと思っております。

なお、本計画の策定に当たり、別府市空家等対策協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。



平成29年3月

別府市長

長野恭紘